

赤磐市再生可能エネルギー導入目標策定業務仕様書

1 委託名

赤磐市再生可能エネルギー導入目標策定業務

2 目的

本市ではこれまで省エネルギー対策や再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入などを進めており、令和3年にはゼロカーボンシティ宣言を行って国の目指す2050カーボンニュートラルに取り組んでいるが、その実現のため、さらなる再生可能エネルギーの拡充が求められている。

長期目標としての2050年のカーボンニュートラルを見据え、本市の地域的特徴及び社会情勢の変化に対応した環境行政を推進するため、より具体的で実現可能性の高い計画を策定することを目的とする。

3 委託期間

契約日から令和7年1月15日（水）まで

4 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

なお、地球温暖化対策の推進に関する法律、環境省が公表する「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」等の最新の知見に基づき業務を遂行するものとする。

(1) 地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス排出量の削減及び再エネの導入のために必要な情報の分析並びにこれを踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計

① 地域特性の整理

地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオを検討していくに当たって踏まえておくべき地域の自然的、経済的及び社会的特性を整理する。

② 本市における再エネ導入ポテンシャルの推計

本市において利用を想定する再エネについて種別ごとに導入ポテンシャル量を把握する。

③ 本市における森林吸収量の推計

CO2排出削減目標の検討の際に必要な、本市における森林吸収量を把握する。

④ 本市における再エネ導入状況の整理及びCO2排出削減効果の算出

現在市内で導入し利用されている再エネ設備の導入量及びCO2排出削減効果について整理する。

⑤ 本市のエネルギー消費量及びCO2排出量の現状把握

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の分類に準じて、各部門別及び市全体のエネルギー消費量並びにCO2排出量の調査及び要因分析を行う。

⑥ 本市のエネルギー消費量及びCO2排出量の将来推計

目標年度とする2050年度並びに中間目標年度とする2030年度及び2040年度におけるCO2排出量を推計する。推計に当たっては、複数ケースについての推計を行うこと。

(2) 2050年までの脱炭素社会の実現及び地域のあるべき将来像の実現を見据えた再エネ導入並びにその他の脱炭素に資する目標の作成

① 地域の将来ビジョンの検討

地域課題の解決につながる再エネ導入の方針について立案する。

② 脱炭素シナリオの立案

脱炭素に向けてのシナリオを作成する。シナリオには、短期（2030年まで）、中期（2040年まで）及び長期（2050年まで）での再エネ導入量及びCO2排出削減量を示すこと。

③ 再エネ導入及び他の脱炭素に資する目標の作成

脱炭素シナリオをもとに、2030年度、2040年度及び2050年度における再エネ導入目標及びCO2排出

削減目標値を決定する。

また、目標達成に向けた森林吸収量の算入の在り方についても併せて検討する。

- (3) (2) で作成した目標に基づき地域脱炭素を実現するために必要な政策及び重要な施策に関する構想の策定
 - ① 取り組むべき施策についての検討
将来ビジョン及び脱炭素シナリオの実現に向けて取り組むべき施策について検討を行う。赤磐市環境センターの廃熱利用の方法についても併せて検討すること。
 - ② 目標達成に向けたロードマップの検討
取り組むべき施策について時系列に整理したロードマップを作成する。
- (4) (2) 及び (3) の実現に向けた進捗管理のための指標及び体制構築の検討
 - ① 進捗管理のための指標の検討
(2) において設定した再エネ導入目標及び (3) において設定した施策の内容に応じた指標を設定する。
 - ② 体制構築の検討
目標及び施策の実現に当たって効率的かつ効果的な進捗管理のための体制を検討する。
- (5) 意識調査
市民及び市内の事業者に対し意識調査を行い、温室効果ガス排出の実態、再エネ・省エネ機器等の導入の実態、今後の導入意向及び課題などを分析し、計画に反映すること。
- (6) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）のとりまとめ
(1) ～ (6) を踏まえた実行計画としてとりまとめること。
策定する実行計画は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」及び「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に沿った構成とすること。
- (7) 各種会議への出席
計画策定に係る会議（3回程度）に出席し、会議に係る説明資料の専門的部分についての補助説明及び会議出席者からの意見等を聴取し、計画案に反映させること。また、会議資料作成の補助を行うこと。

5 業務の進め方

- (1) 本業務については、契約後、業務の進め方や進捗状況等について、適宜協議を行いながら進めるものとする。協議の実施後は速やかに協議記録を作成し、その都度提出するものとする。
- (2) 本業務に関し、市は所有するデータを必要に応じて可能な限り提供するものとする。
- (3) 本業務は、環境省補助事業である「令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用して行うものであり、同補助事業の趣旨を十分に理解し、同補助事業の交付規程、公募要領等に基づき実施すること。また、補助金適正化法についても十分に理解した上で業務を実施すること。

6 成果物

- (1) 提出期限：令和7年1月15日（水）
- (2) 提出場所：赤磐市市民生活部環境課
- (3) 成果物
 - ① 赤磐市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案 1部及び電子データ一式
 - ③ その他本業務実施に伴う調査等によって得られた情報 データ一式

7 その他

受託者は、本業務の実施に当たり、関係する法令、政令、省令、条例、規則、細則、要綱、要領、通知、通達等を遵守しなければならない。

また、本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に洩らしてはならない。

8 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、赤磐市が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 秘密の保持及び個人情報の保護等

この委託業務中に入手された市独自の情報、個人情報等は正しく管理され、漏洩及び不正使用が行われないよう必要な措置を講ずること。

特に個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

10 その他

受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、又は本仕様書に記載のない細部については、赤磐市担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。